

## ⑦ 自主的避難等対象区域 (いわき市における避難等対象区域を除く区域)

本件事故時点における生活の本拠が自主的避難等対象区域<sup>※1</sup>にあった方のうち、自主的避難等対象区域外に自主的に避難、または自主的避難等対象区域に滞在された方における精神的損害等に係る損害額の例は、以下のとおりです。

■ 生活の本拠の確認により賠償  
【単位：万円】

標準追加賠償額・賠償項目 本件事故時点 における生活の本拠	標準 追加 賠償額	中間指針第五次追補等 賠償項目				自主的 避難等に係る 損害
		過酷 避難	避難費用、 日常生活阻 害慰謝料	生活基盤 変容	健康 不安	
自主的避難等対象区域	8	-	-	-	-	20

### ● 自主的避難等に係る損害

本件事故時点における生活の本拠が自主的避難等対象区域にあった方のうち、自主的避難等対象区域外に自主的に避難、または自主的避難等対象区域に滞在された子供および妊婦以外の方<sup>※2</sup>

**損害額 20万円<sup>※3</sup> (対象期間:2011年3月11日～2011年12月31日)**

対象期間中に亡くなられた方も、全額お支払いさせていただきます。

### <補足>

- 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、相馬市、新地町、いわき市における避難等対象区域を除く区域。
- 子供および妊婦の方については、従前にお示した賠償内容から変更がないため、追加のお支払いはございません。
- ①「自主的避難等に係る損害に対する賠償の開始について」(2012年2月28日お知らせ済み)にてご案内させていただいた子供および妊婦以外の方に対する賠償額8万円、②「自主的避難等に係る損害に対する追加賠償について」(2012年12月5日お知らせ済み)にてご案内させていただいた子供および妊婦以外の方に対する追加的費用の賠償額4万円をお支払い済みの場合には、中間指針第五次追補を踏まえ、その金額との差額を追加でお支払いします。例えば、12万円(①8万円+②4万円)をお支払い済みの場合には、中間指針第五次追補で対象となる損害額は20万円のため、
- 8万円を追加でお支払いします。**

上記の賠償項目について、直接請求手続やADRや訴訟等において既に損害を賠償させていただいている場合には、中間指針第五次追補等を踏まえ、お支払い済みの金額を控除させていただくことがございます。

※ 電話での予約を希望するかた場合

予約専用ダイヤル 0120-925-097 受付時間 9:00～17:00 月～金 (除く休祝日)

◎世帯構成や郵送先住所に変更がない場合は、請求に先立って東電に連絡する必要がない。